

報酬額表

行政書士法第10条の2に基づく報酬額表

事 件 名	報 酬 額	摘 要
自筆証書遺言書起案	¥66,000-	
公正証書遺言書起案	¥88,000-	証人代は含まない。
秘密証書遺言書起案	¥110,000-	証人代は含まない。
遺産分割協議書作成	相続財産 の 1.5%	最低報酬額 ¥220,000-
契約書 ^(定型的で作成 が容易なもの) 作成	¥66,000-	
契約書 ^(高度な法技術 を要するもの) 作成	¥88,000-	
契約書 ^(極めて高度な法技 術を要するもの) 作成	¥104,500-	
内容証明郵便による通知書作成	¥16,500-	
請 願 書 作 成	¥33,000-	
行政不服申立て代理	¥385,000~	行政書士が作成した官公署 に提出する書類に係る許認 可等に関するものに限る。
書類提出業務(1時間あたり)	¥6,600-	
法 務 相 談 (1時間あたり)	¥8,800-	初回 1 時間 ¥4,400-
出張法務相談(1時間あたり)	¥16,500-	初回 1 時間 ¥11,000-
法 務 顧 問 (1ヶ月あたり)	¥44,000-	

その他の事項

- 書類及び図面の複雑、精密又は技能を要するもの等は、上記の10割以内を加算することができるものとします。
- 業務に関して出張したときは、次の各号に定める費用を請求します。
 - 交通費及び宿泊費 実 費
 - 日 当 1時間につき 5,500 円 (7時間を限度とします。)
- 前項の外、業務処理のために経費がかかったときは、すべて実費を請求します。
- インボイスには対応していません。

令和 6 (2024) 年 7 月 18 日改定



三重県行政書士会会員

特定行政書士 篠 原 一 志

職印

(三重県行政書士会用紙準拠)

報 酬 額 表

行政書士法第 10 条の 2 に基づく報酬額表

事 件 名	報 酬 額	摘 要
株式会社発起設立	¥187,000-	
株式会社募集設立	¥330,000-	
合同会社設立	¥132,000-	
一般社団法人設立	¥132,000-	
一般財団法人設立	¥220,000-	
N P O 法人設立	¥385,000-	
議 事 録 作 成	¥55,000-	議場書記 ¥4,400-/30 分
個人情報保護規程作成	¥55,000-	
社 内 規 程 作 成	¥55,000~	就業規則・賃金規定は取り扱っていません。
建設業許可申請(知事・個人・新規)	¥187,000-	
建設業許可申請(大臣・個人・新規)	¥242,000-	
建設業許可申請(知事・法人・新規)	¥220,000-	
建設業許可申請(大臣・法人・新規)	¥275,000-	
建設業許可申請(知事・個人・更新)	¥110,000-	
建設業許可申請(大臣・個人・更新)	¥165,000-	
建設業許可申請(知事・法人・更新)	¥143,000-	
建設業許可申請(大臣・法人・更新)	¥198,000-	
建設業許可変更届出 (知事・個人・事業年度終了)	¥55,000-	
建設業許可変更届出 (大臣・個人・事業年度終了)	¥110,000-	
建設業許可変更届出 (知事・法人・事業年度終了)	¥110,000-	
建設業許可変更届出 (大臣・法人・事業年度終了)	¥165,000-	
建設業許可変更届出	¥33,000~	

(三重県行政書士会用紙準拠)